



農 林 第 3 1 2 号
平成 24 年 11 月 27 日

交通基盤部建設支援局技術管理課長 様

経済産業部農林業局
林業振興課長

土木・農林土木工事における「県産材マツ」の取扱い（依頼）

昨年度来、県東部の土木工事、農林土木工事で、杭丸太等に「マツ」を指定した工事がありましたが、昨今、静岡県産のマツ材は資源が少ないため流通量が極めて小さく、入手困難な状況にあり、そのため、請負業者が「県産材マツ」の入手ができず、対応に苦慮した事例があると聞いております。

つきましては、「県産材マツ」の流通状況を勘案の上、事業を執行するよう関係各機関に対し、下記についての周知をお願いします。

記

1 静岡県産スギ、ヒノキ材への代替

マツ以外へ代替が可能なものは、設計段階でスギ・ヒノキを採用する。

2 止むを得ず県外産マツ材を使用する場合

県産材ではないため、「県産材販売管理票」は発行されない。

（参考）

【「静岡県産材証明制度要綱」改正要旨】

第2条の「静岡県産材」の定義

（1）「静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ、マツ等」という表記から、マツの文言を削除し、「静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ等」とした。

（マツは「等」に含まれるため、指し示される内容は変わらない）

担 当 県産材利用班
電 話 2 6 1 2